

# 令和6年度大阪市大正区における新たな地域コミュニティ支援事業

## 業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

大阪市大正区では、地域まちづくり実行委員会が各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体と地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、校区等地域における地域福祉及び地域防災の強化をはじめとする様々な地域課題の解決に取り組めるよう、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援するため事業の企画提案を募集します。

令和6年1月15日  
大阪市大正区長 古川 吉隆

この事業に応募される場合は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 事業の経過及び目的・委託業務について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

必要書類一覧（別表1・別表2）

書類様式

### 【提出先・問合せ先】

〒551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95

大阪市大正区役所 地域協働課（地域協働グループ）（4階40番）

TEL：06-4394-9962 FAX：06-4394-9989

担当：森本・出来

E-MAIL：[th0002@city.osaka.lg.jp](mailto:th0002@city.osaka.lg.jp)

大正区ホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/taisho/>

本件発注にかかる URL：

[https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal\\_hattyuuannkenn/taisho/0000615480.html](https://www.city.osaka.lg.jp/templates/proposal_hattyuuannkenn/taisho/0000615480.html)

## 第1章 事業の経過及び目的・委託業務について

### 1 事業の経過及び目的

(経過)

大阪市では、平成24年7月に「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」を策定し、「ニア・イズ・ベター」という考え方のもと、「大きな公共を担う活力ある地域社会づくり」に向けて、多様な活動主体が参画して地域課題に取り組む地域活動協議会（大正区では、「地域まちづくり実行委員会」と呼称。以下、「地域まちづくり実行委員会」という。）の形成や財政的な支援など、様々な仕組みづくりを行ってきた。

平成27年2月には、区政運営にあたって各区に共通する基本的な事項をとりまとめた「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」を策定し、各区長のリーダーシップのもと、地域住民による自律的な地域運営の実現に向けた取組の積極的な支援を進めてきたが、地域コミュニティの活性化、地域課題解決に向けた活動の活性化など運用面や制度面などの課題が明らかになってきた。

そこで、平成29年8月に取組期間を平成31年度までとする「市政改革プラン2.0（区政編）」を策定し、区政運営上の様々な課題の解消に向けた今後の取組みの方向性を具体化し、全市を挙げて早急にかつ集中的に取り組んでいくための基本方針及び具体的な取組項目をとりまとめた。

また、令和2年4月に取組期間を令和5年度までとして策定した「市政改革プラン3.0」及び、令和4年3月に、その中間見直し版として策定した「市政改革プラン3.1」においても、各地域まちづくり実行委員会の自律度や地域実情に即した効果的な支援をより一層徹底して実施することとしている。

この間、大正区においては、地域まちづくり実行委員会が、各地域において形成され、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、地域防災や地域福祉をはじめさまざまな地域課題に取り組んでおり、本市ではその自律運営に向けた支援を進めてきた。

また、現在、大正区政の令和5年度以降の3年間の取組みの方向性を示した「大正区将来ビジョン2025」において、これからの大正区政は、「自らの地域のことは自らの地域で決める」という考え方にに基づき、「自助、共助」の仕組みを中心に区政運営を行っている。

このような方針をふまえ、令和6年度以降についても、地域の「子育て・教育」「魅力と潤いのあるまちづくり」「見守り支え合う暮らし」「安全・安心」について、みんなが話し合い、協力しながらまちづくりを推進し、自らの地域のことは自らの地域で決めていける状態をめざし、多様な協働による真の住民自治の実現を図るため、地域まちづくり実行委員会が、その中心的役割を担い、地域課題の解決を自律的に進められる状態となるよう支援していくこととしている。

(目的)

上記経過を踏まえ、各地域まちづくり実行委員会が準行政的機能や総意形成機能を担うとともに、「大正区将来ビジョン2025」の実現に向けて、地域まちづくり実行委員会の自律的運営及び課題解決能力の向上を図ることを本業務委託の目的とする。

### 2 委託業務について

#### (1) 業務委託料の上限金額

金14,194,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 令和6年度予算の編成過程で変更となる場合がある。

(2) 委託期間

令和6年4月1日(月)から令和7年3月31日(月)まで(予定)

(3) 業務内容等

地域まちづくり実行委員会が各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体と、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域における様々な地域課題の解決を自律的に進められる状態となるための積極的な支援業務

※具体的内容については、別紙1「仕様書」を参照すること

(4) 履行場所

大阪市大正区内

(5) 費用分担

受託事業者が業務の遂行するにあたり必要となる経費は、業務委託料に含まれるものとし、本市は、業務委託料以外の費用を負担しない。

(6) 業務委託料の支払い

業務完了後に提出される事業報告書について、本市による検査を経て、受託事業者の請求に基づき支払う。

(7) 公募型プロポーザル契約保証金

契約保証金 免除

保証人 否

(8) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものを行い、受託者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 別紙1「仕様書」の第6の1「大正区まちづくりセンターの設置・運営」、第6の2「大正区まちづくりセンターにおける組織体制」及び第7「業務内容」に規定する内容

イ 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。

ウ 受託者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により委託者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、委託者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと委託者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受者を選定したときは、この限りではない。

オ 受託者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方

に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて委託者に提出しなければならない。

#### (9) その他

ア 原則として提案した事業内容で実施することとするが、本市との協議により内容を修正する場合がある。

### 3 スケジュール

| 年      | 月日                    | 曜日  | 内容                                       |
|--------|-----------------------|-----|--|
| 令和 6 年 | 1 月 15 日              | 月   | 公示・募集開始<br>質問受付開始                        |
|        | 1 月 22 日              | 月   | 質問受付締切（午後 5 時 30 分まで）                    |
|        | 1 月 25 日              | 木   | 公募型プロポーザル参加申出書類提出期限                      |
|        | 1 月 29 日              | 月   | 質問回答公表（予定）<br>参加資格決定通知                   |
|        | 1 月 29 日～<br>2 月 16 日 | 月～金 | 企画提案書類受付<br>（午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分まで） |
|        | 2 月 29 日              | 予定  | 選定会議（書類審査及びプレゼンテーション審査）                  |
|        | 3 月 5 日               | 予定  | 選定結果の通知、最終選定結果の公表                        |
|        | 4 月 1 日               | 予定  | 契約締結<br>令和 6 年度委託事業開始                    |

## 第 2 章 応募について

### 1 応募資格

次の基準の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

※ 資格審査は、5 ページ「2 応募手続き等について」の別表 1 に掲げる書類の提出により行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去 2 か年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (4) 公募型プロポーザル参加申出時において大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措

置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件すべてを満たしているときに限り、可能とする。
- ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
  - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
  - ウ 構成員すべての事業者が上記（1）～（5）の基準すべてを満たしていること。
  - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
  - オ 参加申出時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。  
なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
  - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
  - キ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

## 2 応募手続き等について

### (1) 公募型プロポーザル参加申出書類について

**別表 1**の書類を提出すること。※申出にかかる費用は、すべて応募者負担とする。

(参加申出書類の配布)

**別表 1**の書類は令和6年1月15日（月）以降、大阪市ホームページに掲載する。

(参加者の指名等)

公募型プロポーザル参加指名通知書は、令和6年1月29日（月）付け（予定）で交付し、指名されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(参加の無効等)

提出書類に虚偽の記載をした者及び公募型プロポーザル参加申出期限から審査会議開催日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の者の公募型プロポーザルの参加は無効とする。

### (2) 質問事項の受付について

質問がある場合は、質問票（様式1）に記載し、令和6年1月22日（月）午後5時30分までにEメール ([th0002@city.osaka.lg.jp](mailto:th0002@city.osaka.lg.jp)) にて、「件名」の始めに「【質問票】」と明記のうえ提出すること。口頭または電話による質問、並びに締め切り以降の質問は受け付けない。

受付けた質問については、大正区ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/taisho/index.html>)

### (3) 企画提案書類について

企画提案については、公募型プロポーザル参加指名通知書受領後、**別表 2**の書類を提出すること。

(提出部数) 11部（正1部、副10部）※ 提出できる案は、1案のみとする。

※ 提案にかかる費用は、すべて応募者負担とする。

なお、提案内容については別紙1「仕様書」や「第2章1 応募資格」(4ページ参照)、「第3章1 (1) 選定基準①～④」(7ページ参照)の内容を踏まえ、「参考資料」(9ページ参照)の関係部分を理解のうえ、次の項目について記載・提案すること。

| 企画提案書                               | 選定基準        | 記入内容  |
|-------------------------------------|-------------|---|
| 基本方針について<br>(様式8-2)                 | 事業の効果性<br>② | 実施にあたってのコンセプトやスケジュールを記載するとともに、目的及び効果、アピールポイントなどについて記載すること             |
| 具体的な支援策について(1)<br>(様式8-3)           | 事業の企画力<br>① | 別紙1「仕様書」6ページ「第7 業務内容」の各項目について、詳細な支援策を記載すること                           |
| 具体的な支援策について(2)<br>(様式8-4)           | 事業の企画力<br>① | 別紙1「仕様書」8ページ「第7 業務内容の2の(2)」および9ページ「第7 業務内容の3の(2)」について、詳細な支援策を記載すること   |
| 職員体制及び職員のローテーションについて<br>(様式8-5、8-6) | 事業の実現性<br>③ | 職員の配置計画及びローテーション(年間・月間・週間)について、詳細に記載すること。                             |
| 地域活動支援の実績等について<br>(様式8-7)           | 事業の実行力<br>④ | これまでの実績及びノウハウ、強み等を記載すること。   |
| 経費内訳について<br>(様式8-8)                 | 事業の実現性<br>③ | 提案書に記載した業務実施にかかる見積額(消費税等を含む)を記載すること。<br>なお、出来る限り内訳等詳細に記載されていることが望ましい。 |

#### (4) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

なお、提出された企画提案書等は、審査・受託事業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。(大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。)

#### (5) 提出書類の不備

提出書類に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

#### (6) その他

ア 応募書類の提出に際しては、正本(原本)及び副本(コピー)のセットをそれぞれA4紙ファイルに綴って提出すること。添付書類については、原本とセットにして提出すること。

イ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名等を記入すること。

なお、提案事業者名の記載は正本(原本)のみとし、副本(コピー)には記載しないとともに、他に事業者名表示があれば黒塗りをするなど、提案事業者が推定できないようマスキング処理を行うこと。

ウ 期限後の提出・差し替えは認めない。（大阪市が補正等を求める場合を除く。）

エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件提案公募の参加を無効とする。

### 3 提出書類の受付期間

大正区役所 4 階 40 番地域協働課（地域協働グループ）まで持参により提出すること（メール、FAX 及び送付不可）。また、受付後の提出書類の撤回、取消、変更、並びに返却はできない。

(1) 公募型プロポーザル参加申出書類

令和 6 年 1 月 15 日（月）～ 令和 6 年 1 月 25 日（木）

本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

(2) 企画提案書類

令和 6 年 1 月 29 日（月）～ 令和 6 年 2 月 16 日（金）

本市の休日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

## 第 3 章 選定について

### 1 審査・選定

(1) 選定基準

選定基準、審査内容・配点は次のとおりとする。

| 選定基準    | 審査内容                                  | 配点    | 標準点  |
|---------|---------------------------------------|-------|------|
| ①事業の企画力 | ・本事業の目的及び業務内容を理解しているか                 | 10 点  | 6 点  |
|         | ・地域特性を踏まえた、地域活動の活性化に効果的な提案内容であるか      | 15 点  | 9 点  |
|         | ・地域防災機能の強化に効果的な提案内容であるか               | 15 点  | 9 点  |
|         | ・地域の情報発信力の向上に効果的な提案内容であるか             | 15 点  | 9 点  |
| ②事業の効果性 | ・本事業の達成目標が明確であり、その成果が大きく見込める内容となっているか | 10 点  | 6 点  |
| ③事業の実現性 | ・業務内容に見合う実施体制並びにスケジュールになっているか         | 10 点  | 6 点  |
|         | ・経費について無理がなく妥当な積算内容であるか               | 10 点  | 6 点  |
| ④事業の実行力 | ・事業遂行に必要な専門性、情報の蓄積があるか                | 15 点  | 9 点  |
| 計       |                                       | 100 点 | 60 点 |

(2) 審査・選定方法

- ・有識者等で構成する選定会議において、(1) の選定基準に基づき採点を行う。
- ・選定メンバー全員の合計の平均評価点が最も高い企画提案者を受託候補事業者として決定する。
- ・最高得点者が 2 者以上（同点）生じた場合は、審査項目のうち「事業の企画力」の点数が最も高い最高得点者を第一順位の受託候補事業者とする。  
但し、「事業の企画力」も同一点数の場合は、くじ引きにより決定し、第二順位以下の決定方法についても、同様の対応とする。
- ・各項目において、選定メンバー全員の合計の平均評価点が標準点に満たない場合、受託候補事業者を選定しない。

(3) 選定会議（プレゼンテーション審査）

日時：令和 6 年 2 月 29 日（木）（予定）

開催場所等詳細については、別途通知する。

※企画提案書類を基に説明すること。なお、プレゼンテーション用の別途資料等は認めない。

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に通知するとともに、本市（大正区）ホームページに掲載する。  
なお、審査は非公開とし、審査内容に関する問合せ、採否についての異議は一切受け付けない。

## 2 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格となる。

(1) 応募者が選定会議の選定メンバーに対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(2) 応募者が、応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章1 応募資格」の要件に該当しなくなった場合

(3) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合

ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと

イ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案内容を意図的に開示すること

ウ 応募提案書類の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

エ 応募金額が「第1章2（1）」の委託上限金額を上回っている場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) プレゼンテーション審査を欠席した場合

## 第4章 契約、その他について

### 1 契約の締結

選定会議を経て受託事業者として決定された団体は、事業実施にあたり、大阪市契約規則の規定に基づき、本市と委託契約を締結する。

契約に関する主な注意事項は次のとおり。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、本市が被った損害について、損害賠償請求を行うことがある。

(2) 契約条項

別紙2「契約書（案）」参照

(3) 事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、随時報告すること。

イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行うこと。

ウ 事業完了後に事業報告書を提出すること。

(4) その他



- ア 本案件に関する予算は、現在令和6年度大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。  
なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。
- イ 契約の締結は、令和6年度大阪市予算が発効したときとする。
- ウ 受託者決定後契約締結までに、受託者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わない。
- エ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

## 2 その他

- (1) 本事業の提案、実施に関わり提出した書類は、公文書として「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、原則公開となる。
- (2) 本事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (3) 令和6年度の予算が成立しない場合、本件公募型プロポーザルが無効となる可能性がある。  
予算が成立せず、契約締結を行わない場合に受託予定者において生じた損害について、本市は一切負担しない。

### 【参考資料】

- (1) 「市政改革プランー新しい住民自治の実現に向けてー」基本方針編、アクションプラン編  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000178949.html>
- (2) 「豊かな地域社会の形成に向けた区政運営基本方針」  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000307831.html>
- (3) 「市政改革プラン3.1」  
<https://www.city.osaka.lg.jp/shiseikaikakushitsu/page/0000562492.html>
- (4) 「大正区将来ビジョン2025」  
<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000596180.html>
- (5) 「大阪市大正区地域福祉ビジョンVer.2.1」  
<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000597502.html>
- (6) 大正区の各地域地区防災計画  
<https://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000511514.html>
- (7) 地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱  
<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000263908.html>
- (8) 大阪市大正区地域活動協議会補助金交付要綱  
<http://www.city.osaka.lg.jp/taisho/page/0000491213.html>

## 公募型プロポーザル参加申出書類一覧

別表 1

応募期間：令和 6 年 1 月 15 日（月）～ 令和 6 年 1 月 25 日（木）（土日祝日を除く）  
午前 9 時から午後 5 時 30 分まで [メール、FAX 及び送付不可]

| 名 称                                    | 様 式 ・ 取 扱 い 等  |
|--|--|
| ① 公募型プロポーザル参加申出書                       | 様式 2   |
| ② 業務実績調書                               | 団体等の業務内容がわかるもの。パンフレット等。様式自由  |
| ③ 登記簿謄本、又は登記事項全部証明書                    | 法人の場合。提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可  |
| ④ 申請内容確認書                              | 様式 3   |
| ⑤ 貸借対照表、損益計算書の財務諸表又は確定申告書              |  |
| ⑥ 印鑑証明書                                | 提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し不可   |
| ⑦ 使用印鑑届                                | 様式 4   |
| ⑧ 団体目的等についての誓約書                        | 様式 5   |
| ⑨ 過去 2 か年の税務署が発行する消費税及び<br>地方消費税の納税証明書 | 提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可<br>税務署の様式その 3 又はその 3 の 3 様式 [法人]、またはその 3 の 2 様式 [個人])<br>非課税の場合はその旨記載した理由書を提出すること。 |
| ⑩ 最近 2 か年の市町村民税並びに固定資産税の<br>納税証明書      | 提出日前 3 か月以内に発行されたもの：写し可<br>但し、営業が 2 年未満の者、もしくは非課税で本証明書が 2 か年分提出できない場合は、<br>その旨を記載した理由書を提出すること。             |
| ⑪ 委任状                                  | 共同体での申請の場合のみ・様式 6  |
| ⑫ 協定書                                  | 共同体での申請の場合のみ   |

※令和 5 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、③・④・⑤・⑥・⑦・⑨・⑩は省略可能。

## 企画提案書類一覧

別表 2

提出期間：令和 6 年 1 月 29 日（月）～ 令和 6 年 2 月 16 日（金）（土日祝を除く）

午前 9 時から午後 5 時 30 分まで [メール、FAX 及び送付不可]

提出部数：11 部（正本 1 部、副本 10 部）

副本には提案事業者名等は記載しないととも、他に事業者名表示があれば黒塗りするなどし、提案事業者が推定できないようマスキング処理を行うこと。

| 名 称                   | 様 式 ・ 取 扱 い 等   |
|-----------------------|---|
| 応募申請書                 | 様式 7：企画提案書類に添付<br>代表者印を捺印してください。<br>※ 副本には省略可能。           |
| 企画提案書                 | 様式 8-1 から様式 8-8   |
| 役員名簿                  | 様式 9<br>既存のものがある場合は、その写し等で可<br>※ 副本には省略可能。                |
| 事業概要                  | 最近 2 事業年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書<br>何れも任意団体にあつてはこれに相当する書類 |
| 定款の写し                 | 任意団体等にあつては、これに相当する書類<br>※ 副本には省略可能。                       |
| 防災士の認証を受けたことがわかる書類の写し |   |